



# 宮 崎 県 公 報

令和3年4月22日(木曜日) 第 199 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁
○指定代理納付者の指定……………(税務課) 1	
○地方税の収納の事務の委託……………( “ ) 1	
○県税の収納の事務の委託……………( “ ) 1	
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定……………(循環社会推進課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について(2件)……………(自然環境課) 2	
○県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加 者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………(管理課) 2	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始……………( “ ) 3	
<b>公 告</b>	

○地図及び簿冊の認証(2件)……………(農村計画課) 3
○土地改良区の定款変更の認可(2件)……………(農村整備課) 3
○県営土地改良事業計画の策定(4件)……………( “ ) 3
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 4
○基本測量の実施の通知……………( “ ) 5
○公共測量の終了の通知(5件)……………( “ ) 5
○都市計画の変更図書の写しの縦覧(2件)……………(都市計画課) 6
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 6
<b>人事委員会公告</b>
○令和3年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度 )の実施……………6
○令和3年度警察官A(男性)採用共同試験、警 察官A(女性)採用試験及び警察官A(情報工 学)採用試験の実施……………6

## 告 示

### 宮崎県告示第 353号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 231条の2第6項に規定する指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者  
ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間  
宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第8号に規定する自動車税のうち種別割(令和3年度に賦課したものに限る。)  
令和3年5月1日から令和3年8月31日まで

### 宮崎県告示第 354号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地方税の収納の事務の委託を受けた者
  - (1) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-25
  - (2) 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2729-31
- 2 委託に係る地方税の税目
  - (1) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第

- 8号に規定する自動車税
- (2) 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 地方税法(昭和25年法律第 226号)第5条第2項第3号に規定する軽自動車税のうち環境性能割
- 3 委託した収納取扱期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 宮崎県告示第 355号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 県税の収納の事務の委託を受けた者
  - (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
  - (2) 国分グローサースチェーン株式会社 東京都中央区日本橋1丁目1番1号
  - (3) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南1丁目8番27号
  - (4) 株式会社セイコマート 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
  - (5) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8
  - (6) 株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦3丁目1番21号
  - (7) 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1
  - (8) ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
  - (9) 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
  - (10) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎1丁目11番2号

- (1) ビリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
  - (12) P a y P a y株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 委託に係る県税の税目  
宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第2号に規定する事業税のうち個人の行う事業に対して課するもの、同項第4号に規定する不動産取得税及び同項第8号に規定する自動車税のうち種別割
- 3 委託した収納取扱期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**宮崎県告示第 356号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定区域	埋立地の区分
西臼杵郡日之影町大字七折字尾谷 12613番2、12613番3、12613番4、12614番1、12614番2、12614番3、12614番4、12615番、12616番、12618番、12619番、12620番、12622番1、12626番2の一部、12654番1、12654番3、12655番、12656番2、12657番、12658番1、12658番2、12659番、12660番、12661番、12662番、12666番3の一部、12667番1の一部、12671番、12673番、12679番2の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号

**宮崎県告示第 357号**

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

**宮崎県告示第 359号**

**県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示**

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第18条 審査会の庶務は、県土整備部管理課において処理する。	(庶務) 第18条 審査会の庶務は、 <u>県土整備部管理課又は技術企画課</u> において処理する。

**附 則**

この告示は、公表の日から施行する。

保安林の指定施業要件の変更予定(令和3年宮崎県告示第155号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 椎葉村役場

椎葉定一、椎葉重義、椎葉常美、椎葉真一郎、椎葉彦市、椎葉辨光、北山ツヤ子、右田房代

(2) 都城市役所

宮島敏子、溝邊市郎、清喜佐雄、地村和久

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和3年宮崎県告示第155号によること。

**宮崎県告示第 358号**

保安林の指定施業要件の変更予定(令和3年宮崎県告示第157号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 椎葉村役場

黒木俊二、黒木豊、小倉久信、中竹マツノ、右田房代

(2) 西米良村役場

黒木政義

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和3年宮崎県告示第157号によること。

## 宮崎県告示第 360号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年4月22日から同年5月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高 鍋線	宮崎市佐土 原町東上那 珂字兎ヶ鼻 11538番1 地先から同 市同町東上 那珂同字 1 1538番1地 先まで	旧	11.7～ 89.8	235.4
				新	11.7～ 90.6	235.4

## 宮崎県告示第 361号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年4月22日から同年5月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高 鍋線	宮崎市佐土 原町東上那 珂字兎ヶ鼻 11538番1 地先から同 市同町東上 那珂同字 1 1538番1地 先まで	令和3年4月22日

## 公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間

平成29年9月1日から令和2年2月28日

- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市北浦町三川内の一部
- 4 認証年月日  
令和3年4月13日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成30年7月1日から令和2年3月5日
- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市北方町地番区域未の一部
- 4 認証年月日  
令和3年4月13日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）から令和3年2月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）から令和3年3月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、稲葉崎地区県営土地改良事業（延岡市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年4月22日から令和3年5月26日まで
- 3 縦覧場所  
延岡市役所農林水産部総合農政課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により

、川島第一・第二地区県営土地改良事業（延岡市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 3 年 4 月 22 日から令和 3 年 5 月 26 日まで
- 3 縦覧場所  
延岡市役所農林水産部総合農政課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、長谷地区県営土地改良事業（日向市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 3 年 4 月 22 日から令和 3 年 5 月 26 日まで
- 3 縦覧場所  
日向市役所農林水産部農業畜産課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）

に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、一の水地区県営土地改良事業（日之影町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 3 年 4 月 22 日から令和 3 年 5 月 26 日まで
- 3 縦覧場所  
日之影町役場建設課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-02)第1379号	パンフィック建設(株)	谷 年雄	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4486	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和3年3月31日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第4254号	浜砂塗装	浜砂 満雄	宮崎県西都市大字右松2029	一般	塗装工事業、防水工事業	令和3年3月23日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月23日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第 11727号	藤高室内装飾	藤高 福則	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井3066	一般	内装仕上工事業	令和3年3月31日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-02)第 12833号	塚本建設	塚本 和敏	宮崎県延岡市稲葉崎町5-716-71	一般	とび・土工工事業	令和3年3月12日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月12日(全廃業)
宮崎県知事許可	(株)隼クリエイ	児玉 光純	宮崎県宮崎	特定	土木工事業、とび・土	令和3年3月	令和3年3月3日

(特-30)第 13508号	ティブカンパニー		市清武町加納乙 132-3ゆとり92-101		工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業	3日付けで廃業した旨の届け	(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第 13698号	(株)鐵真	界 真琴	宮崎県延岡市川原崎町 455-3	一般	鉄筋工事業	令和3年3月12日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第 223号	大洋建設(株)	吉田 昭彦	宮崎県延岡市大武町13 23-204	一般	管工事業、造園工事業	令和3年3月30日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月30日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第7456号	宮崎高砂工業(株)	仙臺 真理	宮崎県都城市山之口町山之口3388-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和3年3月25日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第9996号	(株)長友農機	江里 千恵	宮崎県宮崎市清武町木原1023-1	一般	建築工事業	令和3年3月5日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月5日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第 12301号	日吉建機リース(有)	木田 民子	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 179-2	一般	解体工事業	令和3年3月31日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月31日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第 13052号	シティー住宅(株)	富尾 光秀	宮崎県宮崎市船塚3-144	一般	大工工事業、内装仕上工事業	令和3年3月11日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月11日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 13185号	(株)三井	永友 宣彰	宮崎県延岡市天下町12 13-495	一般	建築工事業	令和3年3月25日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第 13512号	(株)J-LINE	鹿嶋 栄二	宮崎県都城市小松原町 9-7-1	一般	管工事業	令和3年3月12日付けで廃業した旨の届け	令和3年3月12日(一部廃業)

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
基本測量(航空重力測量)
- 2 作業地域  
宮崎県内全域
- 3 作業期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、新富町長から、次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量(デジタルカラー撮影(地上解像度16cm)、写真地図

作成(地図情報レベル1000))

- 2 作業地域  
新富町全域
- 3 作業終了日  
令和3年3月19日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、延岡河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量(2級・3級基準点測量、3級水準測量)
- 2 作業地域  
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町地区
- 3 作業終了日  
令和3年3月22日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、延岡河川国道事務所長から次のとおり公



共測量が終了した旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (UAV レーザ測量)
- 2 作業地域  
熊本県上益城郡山都町 (県境) から宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所までの一部
- 3 作業終了日  
令和 3 年 3 月 22 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、九州地方整備局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (航空レーザ測量)
- 2 作業地域  
宮崎県の一部
- 3 作業終了日  
令和 3 年 3 月 26 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、延岡市長から、次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (数値図化 (地図情報レベル 1000) 1.06km<sup>2</sup>)
- 2 作業地域  
沖田第 2 地区 (延岡市片田町外)
- 3 作業終了日  
令和 3 年 3 月 26 日

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
小林市
- 2 都市計画の種類及びその名称  
小林都市計画道路  
3・5・7 号 市役所通線  
3・5・1 号 伊東塚線  
3・6・2 号 体育館通線  
3・6・3 号 西ノ川線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を

受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
三股町
- 2 都市計画の種類  
都城広域都市計画用途地域
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
串間市大字西方字土手内 6752 番 1、6752 番 2、6753 番、6759 番 1、6759 番 2 の一部、6760 番 1、6762 番 1、6763 番、6769 番 1、字松清 6923 番、6925 番 3 及び里道・水路	鹿児島県薩摩川内市宮里町 2265 番地 リアル・アビリティィー株式会社

### 人事委員会公告

令和 3 年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施について、職員の任用に関する規則 (昭和 45 年宮崎県人事委員会規則第 1 号) 第 12 条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

令和 3 年度警察官 A (男性) 採用共同試験、警察官 A (女性) 採用試験及び警察官 A (情報工学) 採用試験の実施について、職員の任用に関する規則 (昭和 45 年宮崎県人事委員会規則第 1 号) 第 12 条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 22 日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一